

## 山梨県個人情報保護審議会運営要領

平成17年6月9日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年山梨県条例第50号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、山梨県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会に必要な資料の事前整備)

第2条 会長は、審議会の審議を円滑に行うため、審議のために必要となる資料を山梨県総務部行政経営管理課長（以下「行政経営管理課長」という。）に事前に整備させるものとする。

(審査請求に係る審議に必要な事項の事前調査)

第3条 会長は、条例第10条第1項の規定による審査請求に係る審議のための資料の整備に関し必要があるときは、次に掲げる調査を行うものとする。

- (1) 諮問機関に対し、相当の期間を定めて、不開示決定の理由を説明した書面、不訂正決定の理由を説明した書面及び不利用停止決定の理由を説明した書面（以下「不開示等理由説明書」という。）の提出を求めること。
- (2) 前号の規定により提出のあった不開示等理由説明書の写しを審査請求人に送付し、相当の期間を定めて、不開示等理由説明書に対する意見書の提出を求めること。
- (3) 前号の規定により提出のあった意見書の写しを諮問機関に送付し、必要に応じて、補足説明を求めること。

2 会長は、前項の調査による書面の提出があったときは、その写しを委員に送付するものとする。

(審議会の開催準備)

第4条 会長は、審議会を開催するときは、開催日の相当期間前に委員に対し、会議を開催する旨を通知するとともに、第2条の規定により事前に整備した資料のうち必要と認めるものを送付するものとする。

2 会長は、審議のため必要と認めるときは、職権又は申出により諮問機関の職員、審査請求人、請求者又は第三者その他の関係者に対し、会議への出席を求め、又は認める旨を通知するものとする。この場合においては、委員に対しこれらの者が会議へ出席する旨をあらかじめ通知するものとする。

(委員の除斥)

第5条 諮問を受けた事案について特別の利害関係を有する委員は、審議会において決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができないものとする。

(意見陳述等の申立て)

第6条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第75条第1項の規定による意見陳述の申立て及び同条第2項の規定による補佐人の同席の申立ては、書面によるものとする。

(意見等の陳述者の数)

第7条 行政不服審査法第75条第1項の規定により口頭で意見を述べる者の数は、次の区分に応じ、それぞれ5人以内とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 一 審査請求人及びその補佐人

二 参加人及びその補佐人

三 諮問機関の職員

(学識経験者からの意見等の聴取)

第8条 審議会は、必要と認めるときは、専門的事項に関して学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。

(現地調査)

第9条 審議会は、諮問機関から諮問を受けた事案の調査審議を行うため必要と認めるときは、当該事案に係る現地の調査を行うことができる。

(提出資料の閲覧)

第10条 行政不服審査法第78条第1項の規定による提出資料の閲覧の求めは、審議会提出資料等閲覧請求書(第1号様式)によるものとする。

2 審議会は、前項の規定により審議会提出資料等閲覧請求書(次項において「閲覧請求書」という。)の提出があったときは、必要に応じ閲覧を求める本人であることを確認するものとする。

3 審議会は、第1項の規定により閲覧請求書の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあるか否かその他閲覧に正当な理由があるか否かを判断し、閲覧の求めのあった資料の全部の閲覧を認めるときはその旨を審議会提出資料等閲覧承認通知書(第2号様式)により、閲覧の求めのあった資料の一部の閲覧を認めるときはその旨を審議会提出資料等閲覧一部承認通知書(第3号様式)により、又は閲覧の求めのあった資料の全部の閲覧を認めないときはその旨を審議会提出資料等閲覧不承認通知書(第4号様式)により、閲覧の求めを行った者に対し、通知するものとする。

4 審議会が閲覧を認める場合の実施方法は、山梨県情報公開事務取扱要綱(平成12年4月1日制定)の規定による閲覧の実施方法に準ずるものとする。

(会議の公開)

第11条 審議会の会議は、審査請求に係る調査審議の手続を除き、公開するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委員の過半数の同意を得て、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)第8条各号に該当する事項について、調査審議するとき。

(2) 当該会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(会議の公開の方法)

第12条 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることによりこれを行う。

2 公開する会議の運営については、別に定めるところによる。

(答申書の送付等)

第13条 会長は、審議会が諮問に対する答申を行ったときは、答申書を諮問機関に直ちに送付するとともに、当該答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(議事録の作成)

第14条 審議会は、会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した要点筆記による議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事案の名称
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

3 審査請求に係る審議の議事録及び審議資料は公開しない。ただし、審議会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(細則)

第15条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

注) 第11条第2項の「委員」には、会長が含まれる(H21/2/17開催の審議会にて確認)。

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

山梨県個人情報保護審議会会長 殿

住所（居所）  
氏 名  
連 絡 先

審議会提出資料等閲覧請求書

行政不服審査法第78条第1項の規定により、次のとおり山梨県個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を請求します。

閲覧を求める 意見書又は資料の 名称又は内容	
------------------------------	--

注

この請求書に記載される請求者の個人情報、請求内容の確認の連絡や承認通知書の送付等閲覧に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

殿

山梨県個人情報保護審議会会長 印

審議会提出資料等閲覧承認通知書

年 月 日付けで請求がありました審議会提出資料等の閲覧については、次のとおり承認することとしましたので通知します。

意見書又は資料の 名称又は内容	
閲覧日時	年 月 日 午前 時 分 午後
閲覧場所	
審議会事務局	電話番号（ ） — 内線

注

- 1 指定された閲覧日時に支障があるときは、あらかじめ審議会事務局にご連絡ください。
- 2 資料等の閲覧の際には、この通知書を提示してください。

殿

山梨県個人情報保護審議会会長 印

審議会提出資料等閲覧一部承認通知書

年 月 日付けで請求がありました審議会提出資料等の閲覧については、次のとおり一部を承認することとしましたので通知します。

意見書又は資料の 名称又は内容	
承認しない部分 及び理由	
閲覧日時	午前 年 月 日 時 分 午後
閲覧場所	
審議会事務局	電話番号（ ） ー 内線

注

- 1 指定された閲覧日時に支障があるときは、あらかじめ審議会事務局にご連絡ください。
- 2 資料等の閲覧の際には、この通知書を提示してください。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

殿

山梨県個人情報保護審議会会長 印

審議会提出資料等閲覧不承認通知書

年 月 日付けで請求がありました審議会提出資料等の閲覧については、次のとおり承認しないこととしましたので通知します。

意見書又は資料の 名称又は内容	
承認しない理由	
審議会事務局	電話番号（ ） — 内線